第九条の三の三の見出し中「第三百二十一条の四第七項」の下に「及び第九項」を加え、同条第一項中「法第三百二十一条の四第七項に規定する市町村長の定めるところにより、当該市町村長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機」を「情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従い、地方税共同機構（以下「機構」という。）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）」に、「電気通信回線を通じて記録する」を「、当該市町村長の使用に係る電子計算機から入力して行う」に改め、同条第二項中「前項の場合においては、市町村長は、」を「法第三百二十一条の四第九項（法第三百二十一条の六第二項において準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める方法は、市町村長が、」に、「しなければならない」を「する方法をいう」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する方法により通知情報の提供を行う場合には、市町村長は、当該通知情報に電子署名（第二十四条の三十九第七項第二号に規定する電子証明書をいう。以下この条及び第十条第四項において同じ。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（第二十四条の三十九第七項第二号に規定する電子証明書をいう。第十条第四項において同じ。）を併せてこれを送信しなければならない。

第九条の三の三を第九条の三の二とする。

第九条の八第一項から第三項までを次のように改める。

法第三百二十一条の七の十一第一項に規定する年金保険者が市町村長に対して行う通知は、年金保険者（当該年金保険者が政令第四十八条の九の十七第一項各号に掲げる者である場合には、当該各号に定める者）が、法第三百二十一条の七の十一第一項に規定する規定により年金保険者が通知すべき事項を記録した第十条第七項に規定する記録用の媒体（次項において「光ディスク等」という。）を機構に提供し、機構が、法第三百二十一条の七の十一第一項に規定する規定により通知を受けるべき市町村長の使用に係る電子計算機に当該通知すべき事項を、機構の使用に係る電子計算機から入力して、当該市町村長に提供する方法により行うものとする。

2　法第三百二十一条の七の十一第二項に規定する年金保険者に対して行う通知は、市町村長が、機構の使用に係る電子計算機に同項に規定する規定により通知すべき事項を、当該市町村長の使用に係る電子計算機から入力して、機構に提供し、機構が、当該通知すべき事項を記録した光ディスク等を年金保険者（当該年金保険者が政令第四十八条の九の十七第三項各号に掲げる者である場合には、当該各号に定める者）に提供する方法により行うものとする。

3　第一項に定めるもののほか、年金保険者が公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関し法令に規定する事務の実施のために必要となる通知を市町村長に対して行う場合には、第一項に規定する方法により行うことができる。

第九条の八第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前三項の規定による通知は、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従って行うものとする。

第十条第三項及び第四項を次のように改める。

3　法第三百十七条の六第五項第一号及び第六項第一号に規定する方法により、同条第七項に規定する記載事項（以下この条において「記載事項」という。）を提供する場合には、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載事項を、法第三百十七条の六第五項に規定する給与支払報告書記載事項の提供をする者又は同条第六項に規定する公的年金等支払報告書記載事項の提供をする者の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。

4　前項の規定により記載事項の提供を行う者は、当該記載事項に電子署名（当該提供を行う者が法人である場合であつて、当該法人の代表者があらかじめ機構を通じて市町村の長に記載事項の提供の委任に関する届出を行つた場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い、当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、総務大臣の指定する方法により当該提供を行つた者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

第十条第五項中「前項の送信」を「第三項に規定する記載事項の提供」に改め、同条第九項中「方法」の下に「又は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する方法」を加え、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　法第三百十七条の六第六項第三号に規定する総務省令で定める方法は、第九条の八第一項に規定する方法とする。

第十条の二第三項中「方法」の下に「又は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する方法」を加え、同条第四項を削る。

第十条の二の三第二項第一号及び第二号中「第三百二十一条の七の十二第一項」を「第三百二十一条の七の十三第一項」に改める。

第十条の二の四の見出し中「第三百二十一条の七の十三」を「第三百二十一条の七の十四」に改め、同条第一項中「第三百二十一条の七の十三第一項に規定する総務省令」を「第三百二十一条の七の十四第一項に規定する総務省令」に改め、同項第一号中「第三百二十一条の七の十二第一項」を「第三百二十一条の七の十三第一項」に改め、同項第三号中「第三百二十一条の七の十三第一項」を「第三百二十一条の七の十四第一項」に改め、同条第二項中「第三百二十一条の七の十三第二項」を「第三百二十一条の七の十四第二項」に改め、同条第三項中「第三百二十一条の七の十三第三項に規定する総務省令」を「第三百二十一条の七の十四第三項に規定する総務省令」に改め、同項第二号中「第三百二十一条の七の十二第一項」を「第三百二十一条の七の十三第一項」に改め、同項第三号中「第三百二十一条の七の十三第三項」を「第三百二十一条の七の十四第三項」に改める。

第十条の二の十一　削除

第十四条第三項及び第十五条の四の三を削る。

第十六条の二の二中「第四百六十七条第三項第二号」を「第四百六十七条第三項第一号」に改める。

第十六条の二十三の四を削る。

第二十四条の二十七を次のように改める。

第二十四条の二十七　削除

第二十四条の二十九第二項及び第三項を削る。

第二十四条の三十八の次に次の七条を加える。

（特定書面等地方税関係申告等及び特定地方税関係申告等）

第二十四条の三十九　法第七百四十七条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるもののうち、地方税関係法令（同項に規定する地方税関係法令をいう。以下この条及び次条において同じ。）の規定により書面等（法第七百四十七条の二第一項に規定する書面等をいう。以下この条及び次条において同じ。）により行うこととしているものとする。

一　法第五十条の五及び第三百二十八条の五第二項の納入申告書の提出

二　法第五十条の九及び第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票の提出

三　法第五十三条第一項、第二項、第四項及び第十九項の申告書並びにこれらの申告書に係る同条第二十二項の申告書の提出

四　法第五十三条第四十項及び第四十一項の規定による届出書の提出

五　法第七十二条の二十五第二項（同条第六項において準用する場合並びにこれらの規定を法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）及び第四項（法第七十二条の二十五第七項において準用する場合並びにこれらの規定を法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による承認の申請書の提出

六　法第七十二条の二十五第三項及び第五項（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）並びに政令第二十四条の四第一項（政令第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による承認等の申請書の提出

七　法第七十二条の二十五第八項から第十項まで（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項並びに第七十二条の二十九第二項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第七十二条の二十六第四項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七十二条の三十三第二項及び第三項の修正申告書の提出